

參考資料

Ubiquitous Solution Company

KDDI CORPORATION



平成 20 年 4 月 4 日
K D D I 株 式 会 社

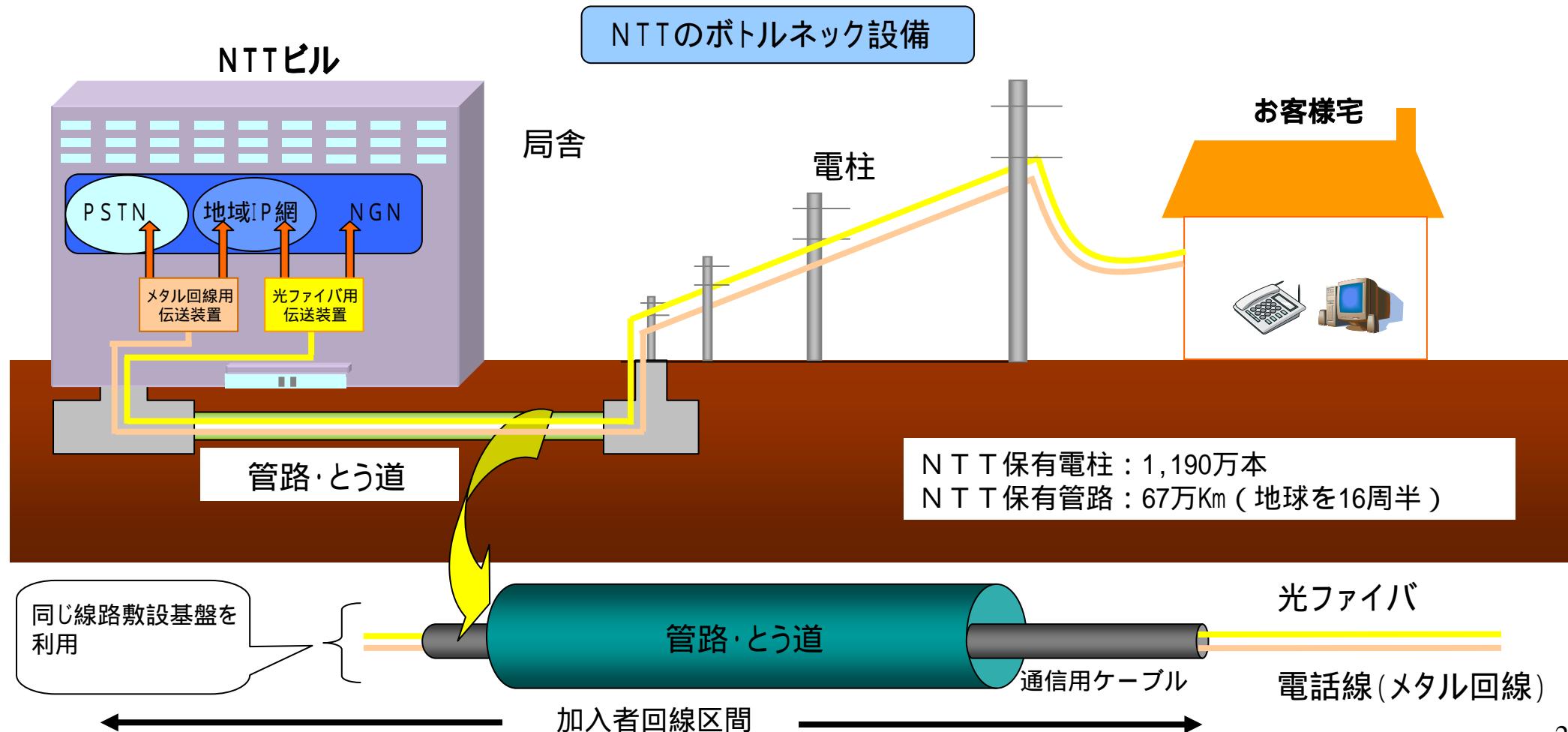
目次

参考 1	ボトルネック設備	- - - P 2 ~ 3
参考 2 - 1	加入者獲得競争とアクセス設備開放の必要性	- - - P 4 ~ 5
参考 2 - 2	プロードバンド契約数の推移	- - - P 6
参考 2 - 3	FTTH契約数の事業者別シェアの推移	- - - P 7
参考 2 - 4	OAB～J IP電話の事業者別シェアの推移	- - - P 8
参考 2 - 5	加入者獲得競争促進のための当社要望	- - - P 9
参考 2 - 6	FTTHにおける加入者獲得競争の構図	- - - P 10
参考 3	海外におけるボトルネック問題への対応：アクセス分離	- - - P 11
参考 4 - 1	NTT東・西及び県域等子会社の従業員数	- - - P 12
参考 4 - 2	NTTグループ概要	- - - P 13
参考 4 - 3	競争セーフガード制度の検証結果(行政指導)	- - - P 14
参考 4 - 4	NTTグループの事業活動に係る公正競争上の問題	- - - P 15
参考 5	NGNに係る活用業務に関する認可条件	- - - P 16

【参考1】ボトルネック設備(1/2)

<問題点>

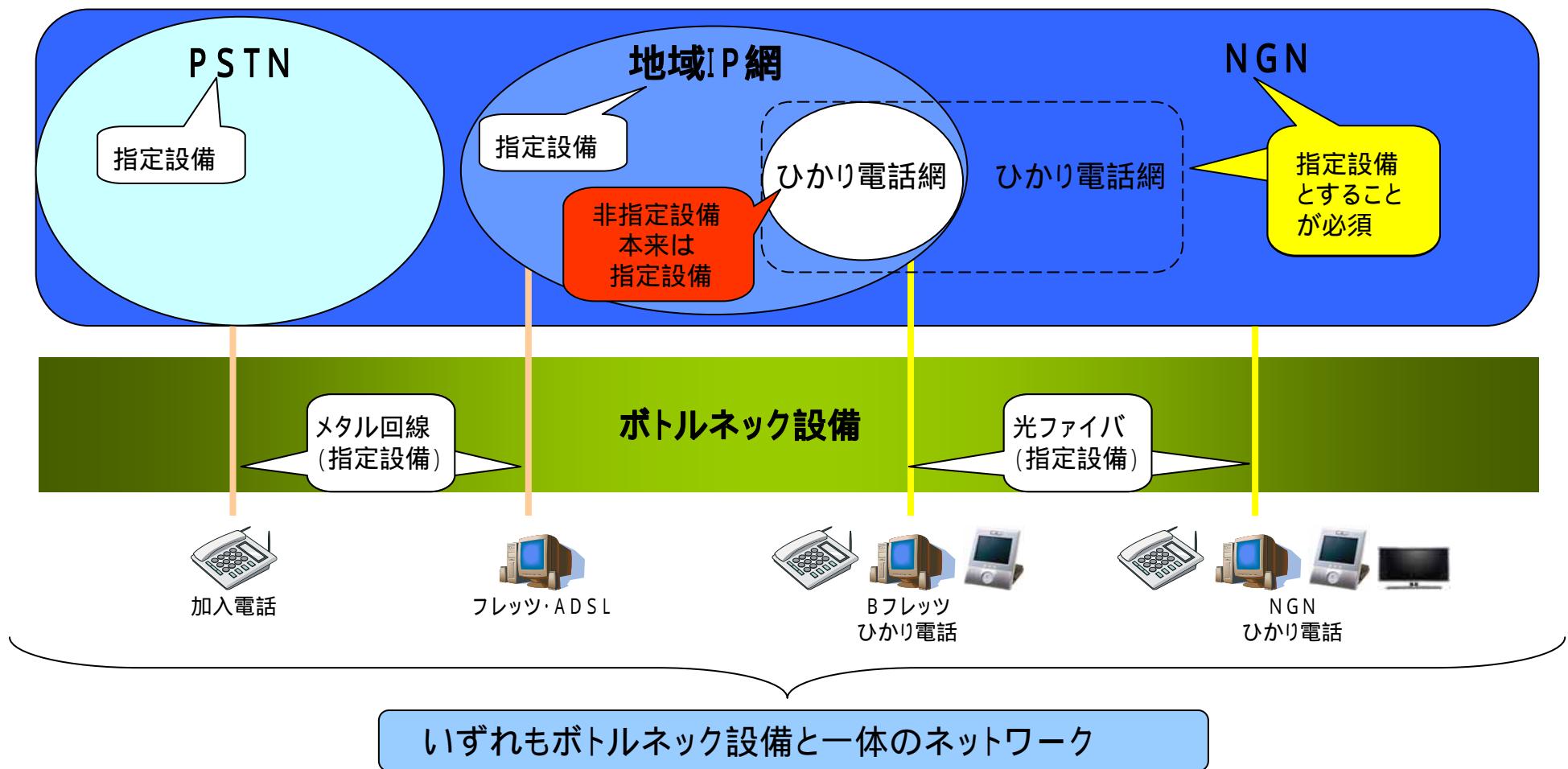
1. NTT東・西は、公社時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤を占有。
2. 加入者回線区間の 電話線(メタル回線)、光ファイバ、局舎、管路・とう道、電柱等は、電気通信事業に必要不可欠な「ボトルネック設備」。



【参考1】ボトルネック設備(2/2)

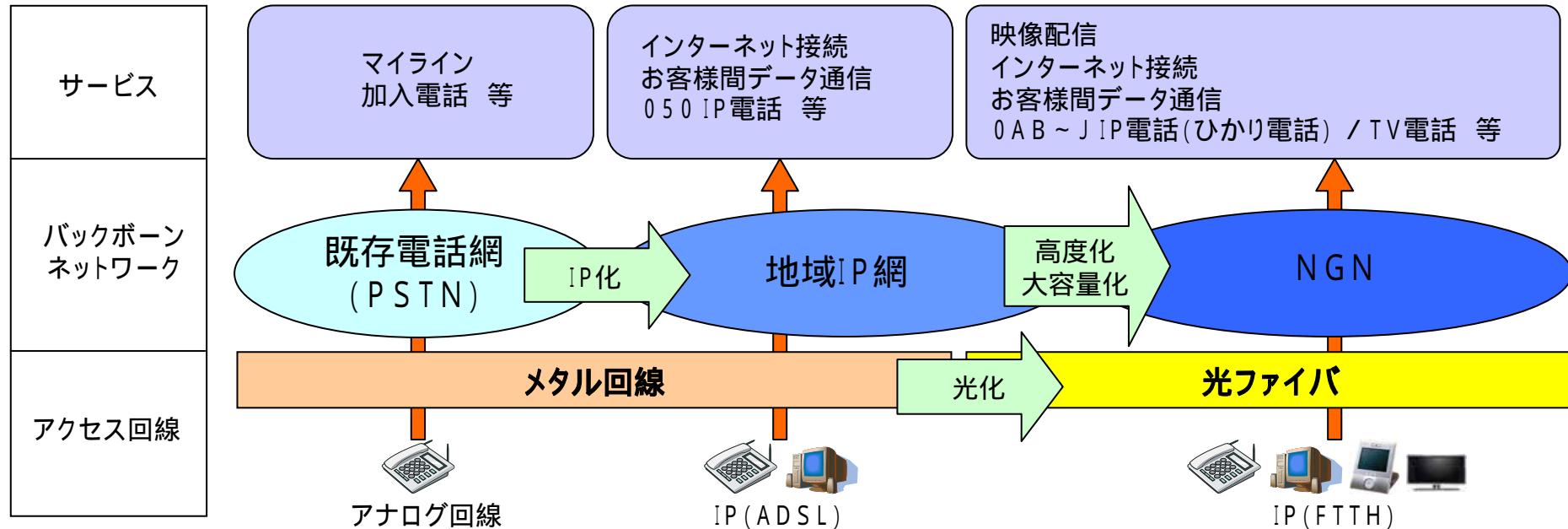
<問題点>

- 通信ネットワークがPSTN・地域IP網・NGNのいずれであれ、国民の負担で作られたNTTの通信用の線路敷設基盤上に構築されるアクセス回線は、メタル回線・光ファイバの双方とも、ボトルネック設備であるという本質は不变。



【参考2-1】加入者獲得競争とアクセス設備開放の必要性(1/2)

IP化の進展に伴い、事業者間の競争は、距離別・従量制料金を前提としたトラヒック獲得競争から加入者獲得競争に移行。



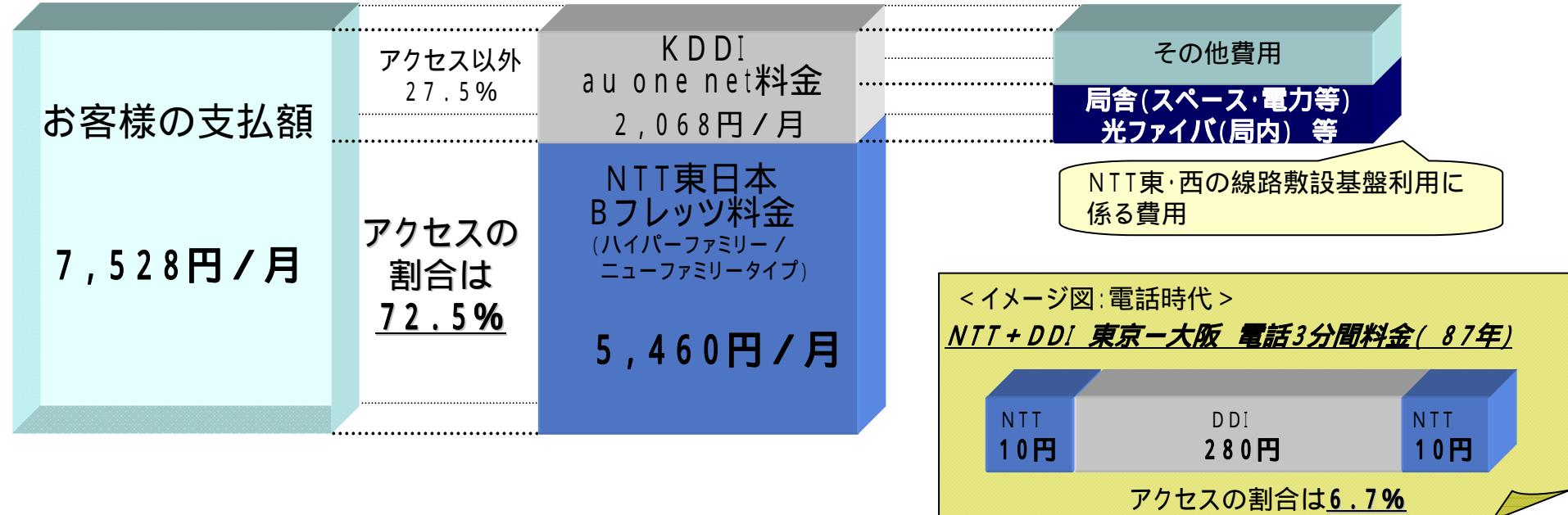
<問題点>

1. 加入者回線サービスにおけるNTT東・西の独占状態は継続。
2. わずかに加入者獲得競争が行われているドライカッパ電話やADSLでさえ、NTT東・西が一人勝ちのFTTHへ集約されつつある状態。
3. 既存網からNGN、メタル回線から光ファイバへの移行に伴い、加入者獲得競争はますます困難になり、ボトルネック設備の優位性を持つNTT東・西の独占は継続、拡大する可能性。

【参考2-1】加入者獲得競争とアクセス設備開放の必要性(2/2)

<イメージ図:IP時代>

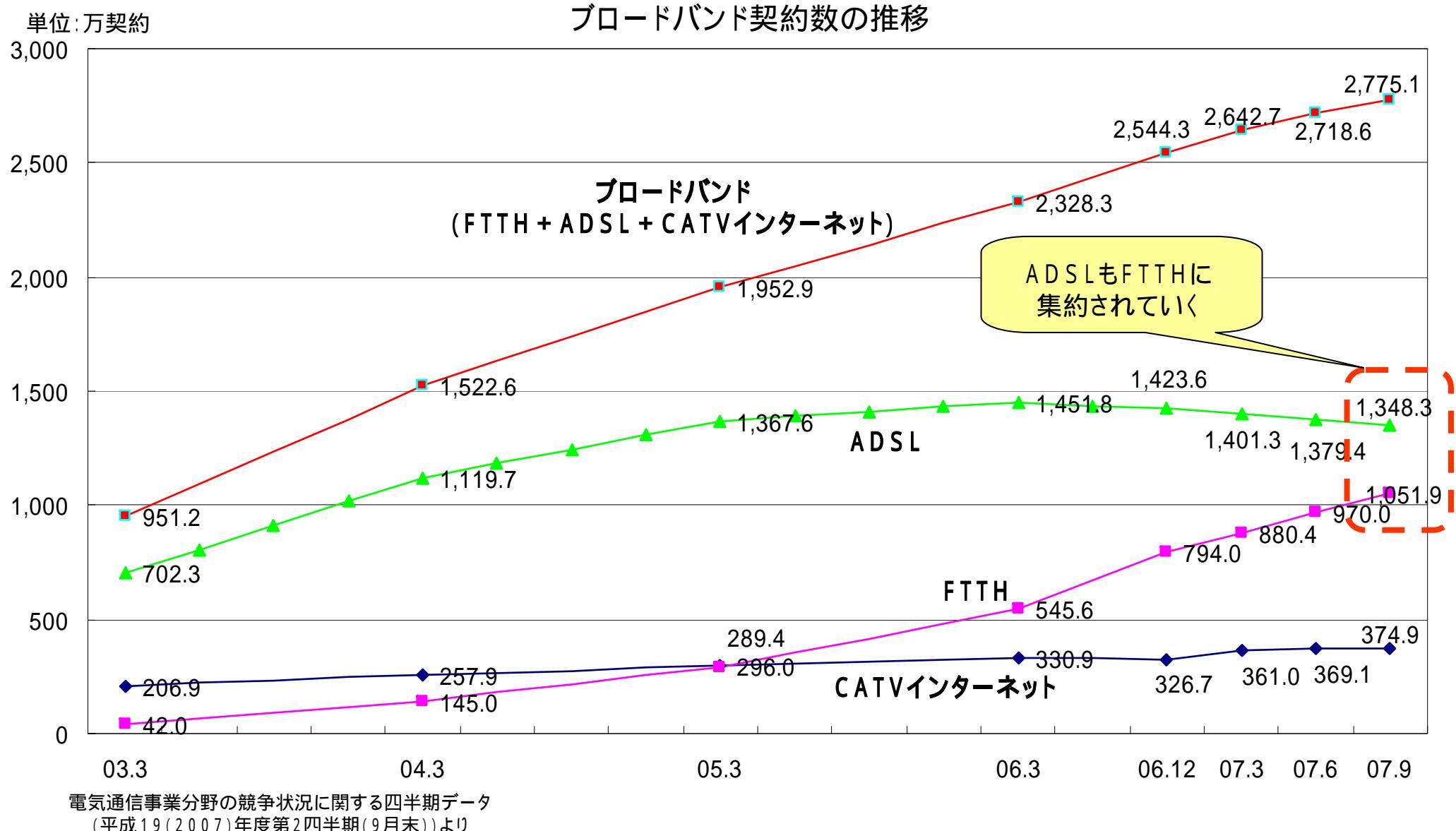
NTT東日本 Bフレッツ + KDDI au one net (インターネット接続:戸建て向け)の場合



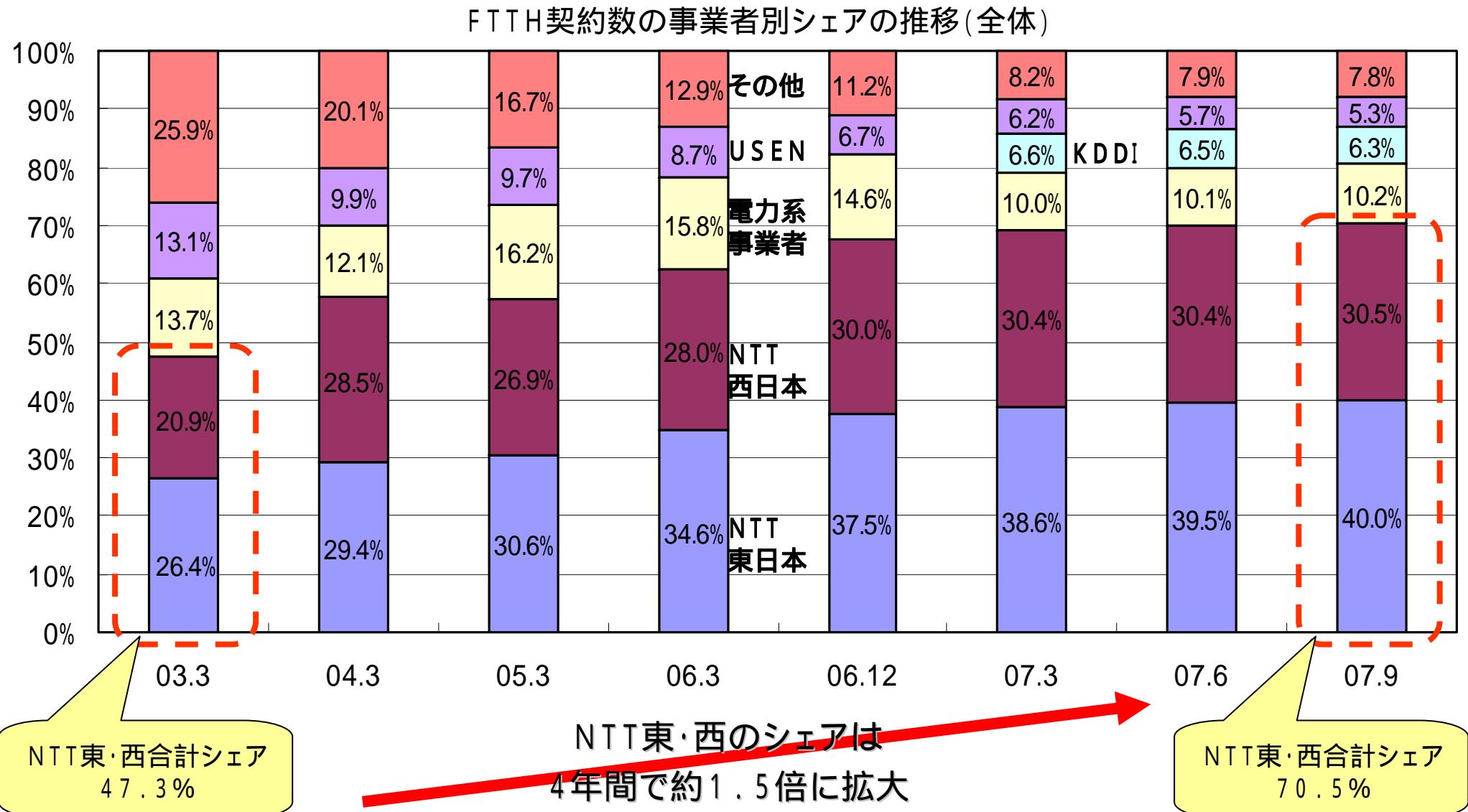
<当社意見>

- 上記の例では、お客様の支払額のうち、70%超がアクセスに係る料金。
IP時代においては、アクセス部分が競争上最も重要な要素。
- アクセス部分の主な構成要素は、局舎・管路・とう道・電柱といったNTT東・西の線路敷設基盤。
アクセス以外の提供を行う場合も、NTT東・西の線路敷設基盤等の利用に係る費用が発生。
- 競争を活性化させるためには、NTT東・西のアクセスの開放が必須。

【参考2-2】プロードバンド契約数の推移



【参考2-3】FTTH契約数の事業者別シェアの推移

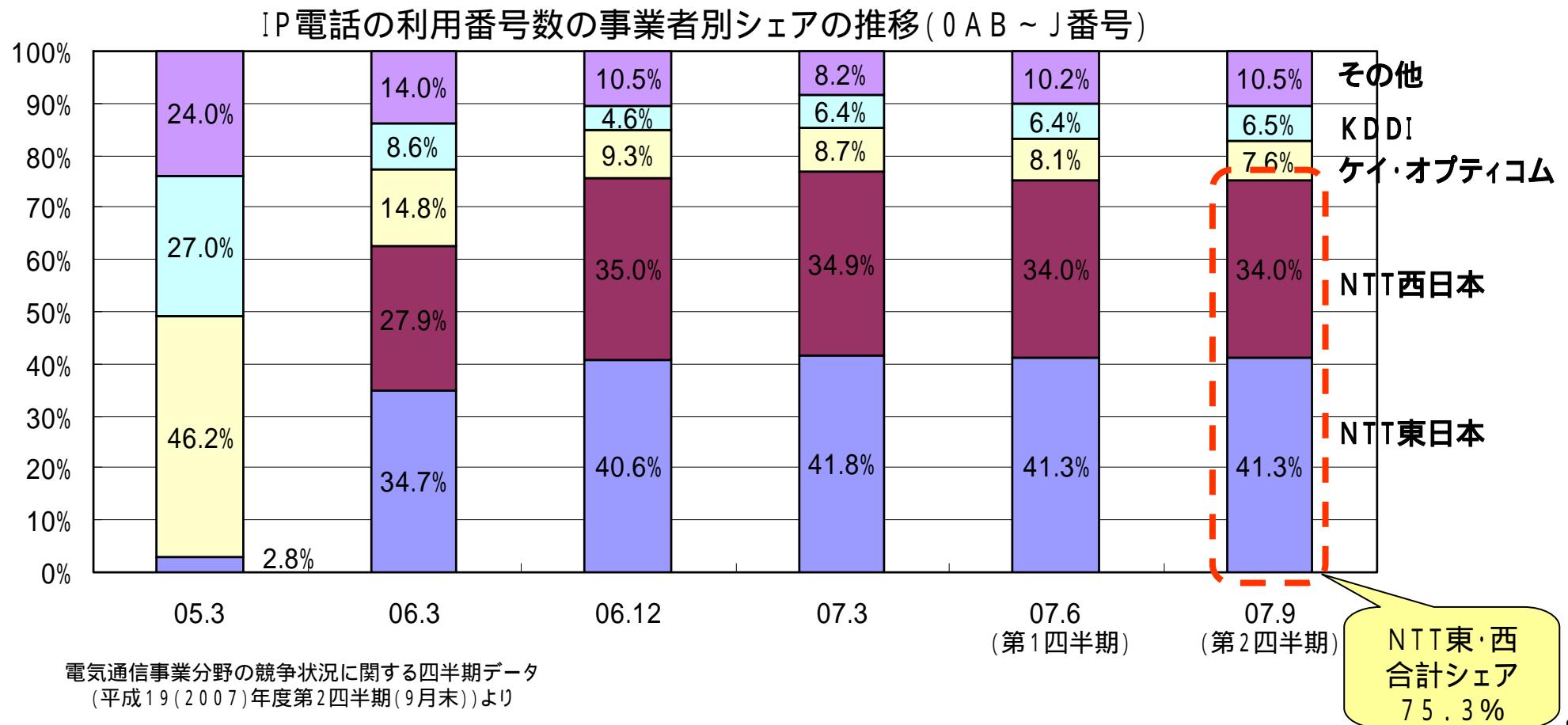


電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ
(平成19(2007)年度第2四半期(9月末))より

【参考2-4】0AB～J IP電話の事業者別シェアの推移

<問題点>

1. 0AB～J IP電話(ひかり電話、ひかりone等)の本質は、
NTT東・西：加入電話の置換えであり、シェアは75%を超過(2007年9月末現在)。
競争事業者：ゼロからの新規加入者獲得競争。
2. FTTHは、0AB～J IP電話だけでなくインターネット接続、映像配信サービス等も提供。
加入電話の独占の弊害が、あらゆる次世代サービスに波及。



【参考2-5】加入者獲得競争促進のための当社要望

<問題点>

1. 当社は、東電光ファイバを取得する等、出来る限り設備投資を行い、競争を促進。
2. 光ファイバへの投資に加え、CATV事業者との連携強化、無線アクセスなど多様なアクセスの活用を推進しているが、圧倒的なNTT東・西の優位性は変わらず、競争が成り立たない状況。

NTT東・西のシェア

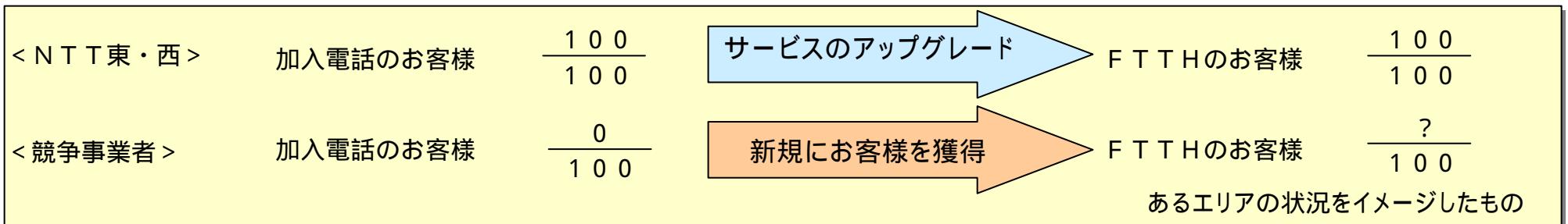
加入者回線設備	:	92.5%	(2007年3月末)
加入電話契約(既存電話 + OAB～JIP電話)	:	88.2%	(2007年9月末)
FTTH契約	:	70.5%	(2007年9月末)

3. 国民の負担で作られた通信のための線路敷設基盤上に敷設されるNTT東・西のFTTHは、提供地域や敷設に必要な時間などの面で競争事業者よりも優位。
NTT東・西以外の競争事業者が、短期間にNTT東・西に匹敵するFTTH設備を構築することは極めて困難。
4. NTT東・西によるFTTHの独占が進展すれば、お客様はNTT東・西しか事業者を選択できなくなり、結果的にお客様の利便性を大きく損なうおそれ。

<当社意見>

1. 設備競争の活性化は重要であり、当社も継続的に努力していくが、NTT東・西によるFTTHの独占が進展する状況においては、アクセス設備に係る公正な接続ルールを整備することにより、お客様の選択肢を確保することが必要。
2. これまでの競争の成果が無に帰さないよう、ボトルネック設備であるNTT東・西のFTTH設備を公平な条件で他事業者に開放することにより、事業者間の加入者獲得競争を促進すべき。

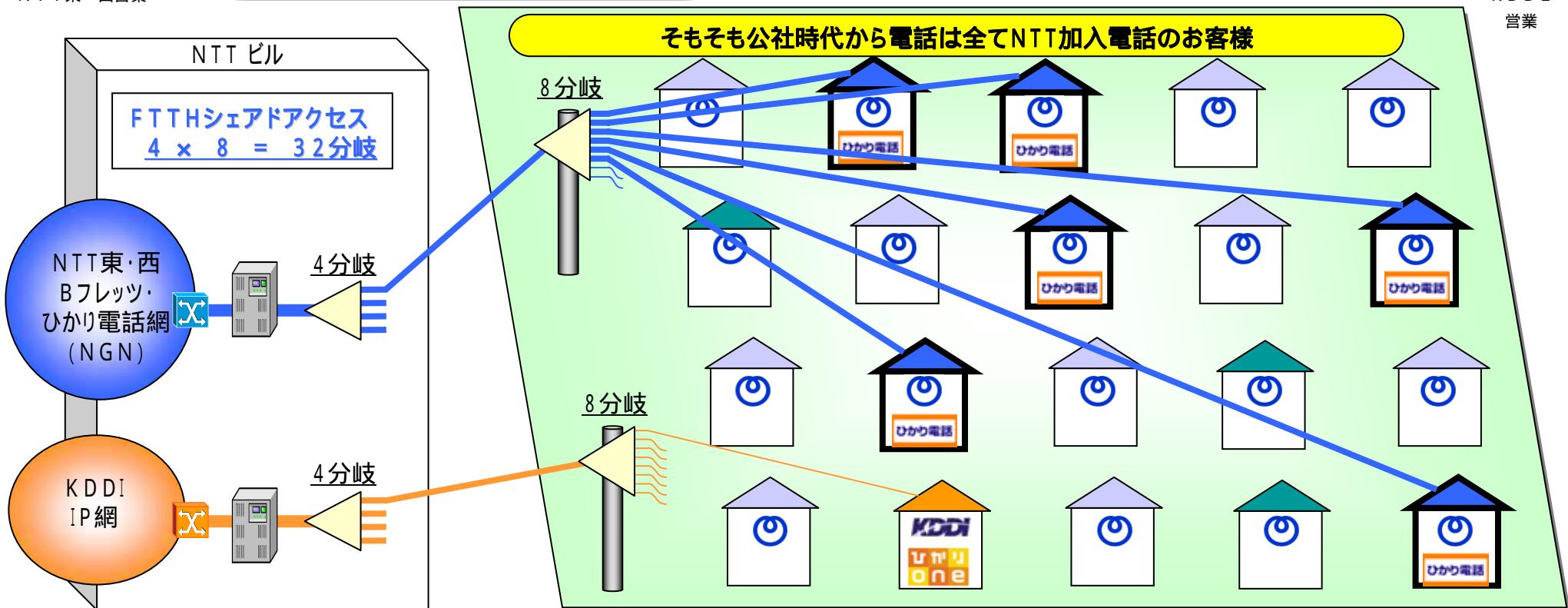
【参考2-6】FTTHにおける加入者獲得競争の構図



加入電話からBフレッツ・ひかり電話（NGN）へのアップグレードになります。
事業者はNTT東・西のまま変わりません。

KDDIひかりoneへの新規加入になります。
NTT東・西加入電話は休止（廃止）して頂く
必要があります。

The logo consists of a stylized orange head and shoulders icon with a speech bubble, followed by the text "KDDI 営業".



加入電話契約数全体に占めるNTT東・西のシェア(NTT加入電話と0ABJ-IP電話の合計)は88.8%(2007年6月末)
加入者回線設備全体に占めるNTT東・西のシェアは92.5%(2007年3月末)

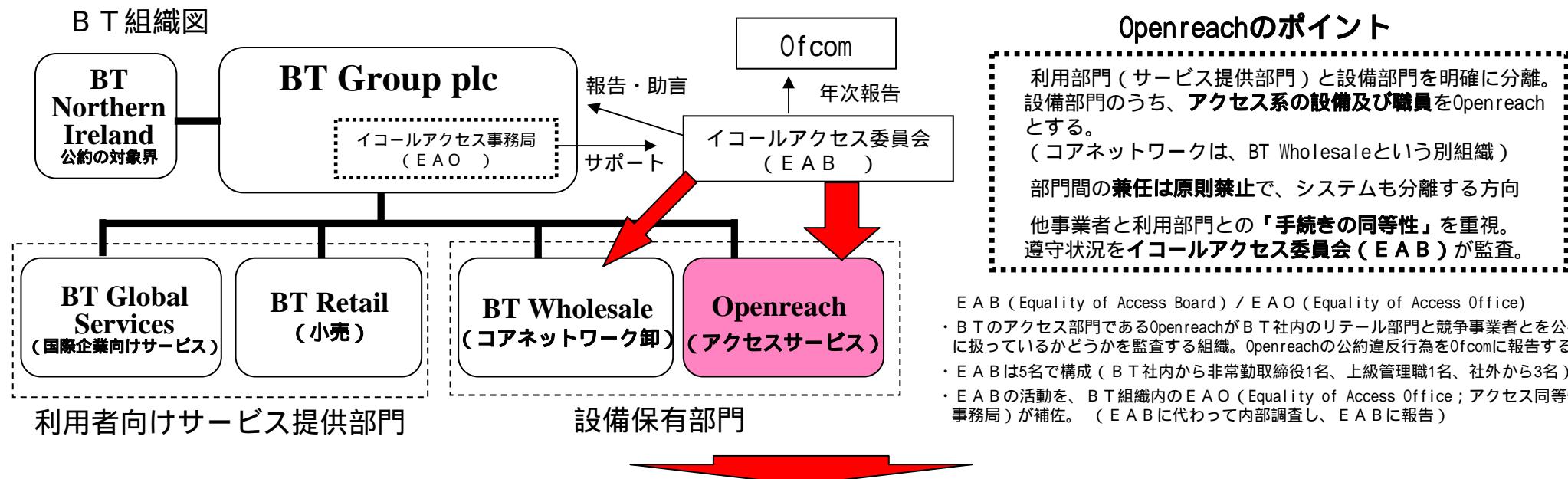
【参考3】海外におけるボトルネック問題への対応：アクセス分離

英国BTのアクセス分離

英国では、ボトルネック設備保有による公正競争上の問題を解消するため、BTのボトルネック設備保有部門（アクセス部門）を分離（機能分離）

アクセス分離の最大の狙いは、「ボトルネック設備保有部門」と、「利用者向けサービス提供部門」を組織上、明確に区分し、競争事業者と「利用者向けサービス提供部門」ととの間の同等性（手続きやリードタイムの同等性、ファイアーウォール徹底等）を担保すること。

ボトルネック設備保有部門（「Openreach」としてブランドも分離）が、公平な取扱いを実施するための「公約」を遵守しているかどうかを、第三者を交えてBT組織内部からチェックする監査組織（イコールアクセス委員会）を設置。

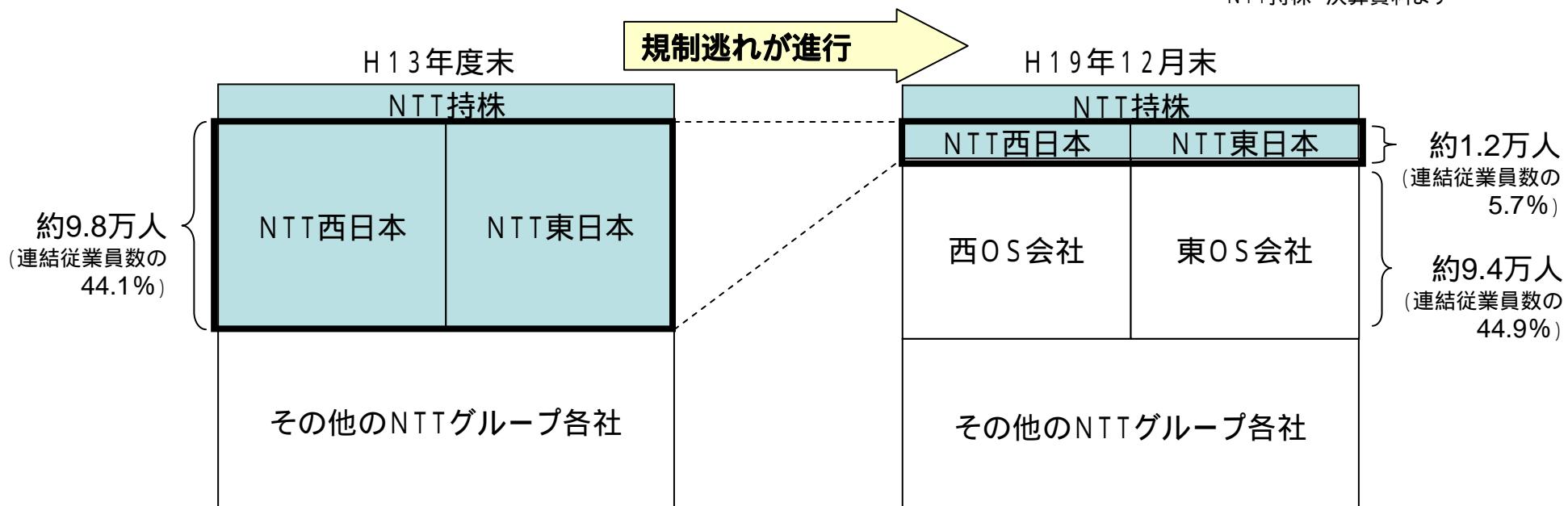


NTT東・西の現行組織には、設備保有部門と設備利用部門の明確な区別無し。公正競争上の措置の遵守状況を監査する機能も欠如。

【参考4-1】NTT東・西及び県域等子会社の従業員数

	H13年度末	H14年度末	H15年度末	H16年度末	H17年度末	H18年度末	H19年12月末
連結従業員数(人)	223,500	207,400	205,300	201,500	199,100	199,750	209,050
会社別従業員数(人)	NTT持株	3,150	3,150	3,050	2,800	2,750	2,900
	NTT東日本	48,250	18,100	14,900	14,200	8,150	6,500
	東OS会社	-	44,350	48,300	46,050	45,400	42,600
	NTT西日本	50,450	14,750	13,750	12,850	12,250	5,800
	西OS会社	-	54,750	52,550	50,650	48,800	52,400
	NTTコム	7,450	7,450	7,700	7,700	7,650	8,750
	NTTデータ(連結)	14,750	15,950	17,400	18,700	21,300	22,600
	NTTドコモ(連結)	19,700	20,800	21,250	21,550	21,650	22,050

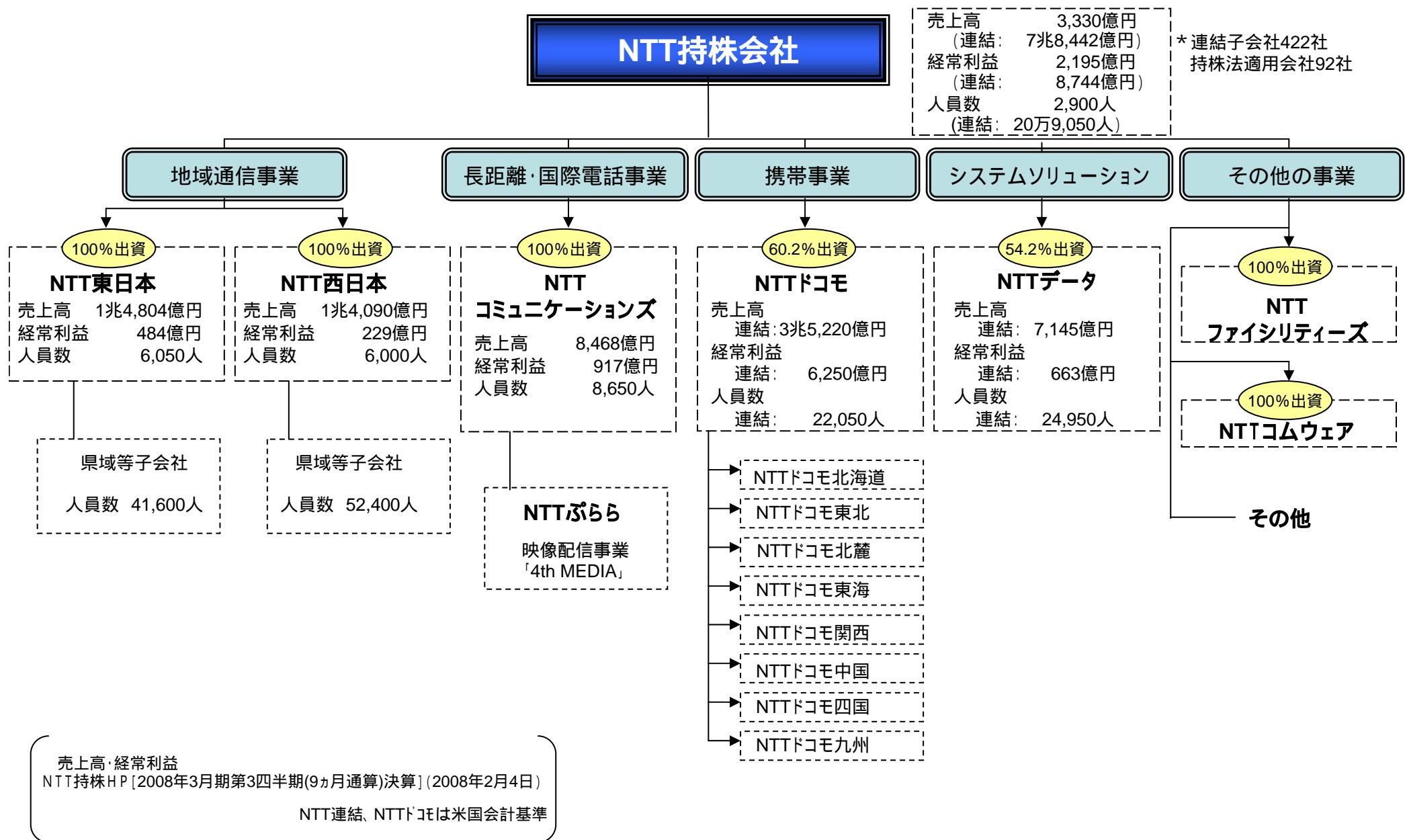
NTT持株 決算資料より



: NTT法の適用対象

: 第一種指定電気通信設備等に係る競争ルール(電気通信事業法)の適用対象

【参考4-2】NTTグループ概要(2007年12月末現在)



【参考4-3】競争セーフガード制度の検証結果(行政指導)

総務省は、2008年2月18日にNTT東及びNTT西に対し、総合通信基盤局長名の文書で要請(行政指導)を行った。要請の内容は以下の通り。

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)

- 1 貴社が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、貴社及び貴社から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること。また、その履行状況について報告すること。
- 2 貴社及び県域等を単位として貴社から受託した業務を行う貴社全額出資子会社(以下「県域等子会社」という。)の営業活動において、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のインターネット接続サービス(OCN)とその他の電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱いについて実質的な同等性を確保すること。また、貴社において講じた措置について報告すること。
- 3 県域等子会社において貴社及びNTTドコモグループ9社(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州のことをいう。)のそれぞれから受託した業務に係る情報の目的外利用の禁止が担保されるよう、県域等子会社へその周知・徹底を図ること。また、その履行状況について報告すること。
- 4 県域等子会社において貴社からの受託業務とNTTドコモグループ9社からの受託業務について会計整理が行われるよう措置すること。また、当該会計整理の方法及びその考え方について報告すること。
- 5 貴社の役員等と県域等子会社の役員の兼務等の状況を報告すること。
- 6 上記1から5までについて、平成20年3月31日までに総合通信基盤局長あてに、文書で報告すること。

【参考4-4】NTTグループの事業活動に係る公正競争上の問題

当社が提出した事例		総務省の対応		
		行政指導	引き続き注視	その他
情報の目的外利用	<p>NTT東・西が接続の業務に関して入手した情報を自社のFTTHサービスへの誘導に利用している。</p> <p>NTT東・西の電気通信事業に係る実務的な業務の大半を、アウトソーシング会社(NTT各県域会社、NTTソリュコ、NTTマーケティングアクト等)が受託しており、NTT東・西の顧客情報等がNTTグループ内の他の通信事業者に利用される等、ファイアーウォールが徹底されていないおそれがある。</p> <p>「加入電話の請求書にサービスの勧誘を目的としたチラシ・申込書等を同封すること」は禁止されているが、「サービス内容・料金等の周知を目的とするもの」は除外されているため、NTT東・西が実質的に営業活動を行い、措置が形骸化していないか検証が必要。</p>	1		
NTT東・西とNTTコムの実質的共同営業	<p>県域等子会社が、法人向けサービスの提供に当たって、NTT東・西のサービスとNTTコムのサービスをセットで販売しているおそれがある。</p> <p>大手家電量販店において、NTT東日本のBフレッツとNTTコムのOCNが実質的に排他的となる形(OCNとの組み合わせ以外では、量販店のポイント等が付与されない)でセット販売されている。NTT東日本がNTTコムを不当に優先的に取扱っており、NTT東からの内部相互補助が行われているおそれがある。</p>	2		
県域等子会社によるドコモショップ兼業	<p>NTT東・西の営業活動を受託している県域等子会社が、NTTドコモの法人営業を受託したり、NTTドコモショップを運営しているが、固定電話に関する受託業務とNTTドコモの業務とのファイアーウォールが徹底されていないおそれがある。</p> <p>また、NTT東・西からドコモへの補助が行われている可能性もある。</p>	3		
役員兼任	NTT東・西と県域等子会社の役員兼任は経営が実質的に一体となるおそれがある。	4		
グループ内顧客情報共有	平成18年8月1日にNTT東・西の法人営業をNTTコムに集約した。顧客情報をグループ内で共有していることを示し、NTT東・西は、NTTコムを不当に優先的に取扱っている実例にあたる。	5		
NTTブランド問題	<p>NTT法第8条「商号の使用制限」の趣旨に鑑みれば、「日本電信電話株式会社」等の商号と同様に、一般に広く浸透している「NTT」ブランドについても使用が制限されるべき。</p> <p>旧電電公社時代から継承している認知度や信頼性を想起させるブランド効果は、グループ内連携において強く発揮されることがから、実質的に排他的な取扱いとなる。</p>			
ドコモショップでのBフレッツ販売	NTTドコモショップにおいて、NTT東日本のBフレッツと携帯電話端末のセット販売が行われている。NTT東日本からの内部相互補助が行われている可能性がある。			
グループサービスのセット割引	NTTグループカードによるNTTグループサービスのセット割引は実質的な共同営業にあたる。			
手続の同等性	管路・電柱等の利用において、NTT東・西は自社の設備の利用に特段の手続きは不要であるが、競争事業者は、NTT東・西との間で以下の手続きが必要であり、NTT東・西のお客様向け開通期間をはるかに超える。			
その他	NTT東の100%子会社NTT-ME(保守会社)による他事業者サービスへの営業妨害が行われている。 (お客様に対し、NTT東・西サービスから他事業者サービスに切り替えた場合、保守条件が悪くなる等と発言)			

【参考5】N G Nに係る活用業務に関する認可条件

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

条件1：NTT東・西は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るために措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

条件2：NTT東・西は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT東・西間での相互接続に係る公正競争要件)

条件3：NTT東・西間で相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT東・西間の取決めについて、他の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

条件4：NTT東・西は、申請業務に関して、加入電話及びINS 64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(自己の関係会社とコンテンツ提供事業者等との公平な取扱い)

条件5：NTT東・西は、コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス並びに地上デジタル放送IP再送信向けサービスの提供並びにISP事業者との接続に当たっては、自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等及びISP事業者とを公平に取り扱うこと。

(コンテンツ配信向けサービスに係る技術的インターフェース等の共通化等の検討)

条件6：NTT東・西は、コンテンツ配信向けサービスの提供を受けるコンテンツ提供事業者と、NTT東・西と接続したISP事業者を経由してコンテンツ配信を行うコンテンツ提供事業者とを公平に取り扱えるよう、技術的インターフェース等の共通化等について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(IP電話サービスに係る番号ポータビリティの確保等)

条件7：NTT東・西は、IP電話サービスの提供に際し、自社の加入電話(ISDNを含む。)の利用者の電気通信番号について自社のIP電話サービスへの同番移行を行う場合は、0A～B～J番号IP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。あわせて、0AB～J番号IP電話サービスにおける利用者利便の向上及び公正競争確保の観点から、自社のIP電話サービスと他事業者の0AB～J番号IP電話サービスとの間で相互に同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現性について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

条件8：NTT東・西は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路を自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東・西が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

条件5、6は、申請Aのみに適用。条件7は、申請Bのみに適用。その他は、申請A～C全てに適用。